

吉岡都市計画特定用途制限地域の決定（吉岡町決定）
都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要	備 考
特定用途 制限地域	約1,341 h a	・ 共同住宅、長屋	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

吉岡都市計画区域は、都市計画における区域区分の定めがなく、また、用途地域による都市計画制限が行われていない地域では土地利用の混在化が激しく、スプロールが発生しています。令和2年度には駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化や大型商業施設の出店が予定され、これを契機に更なる都市的土地利用転換が進み、無秩序な開発による居住環境の悪化が進むことが懸念されます。そこで、将来に渡って緩やかに居住を誘導することにより、都市基盤整備費を抑制し、持続可能なまちづくりを推進するため特定用途制限地域を定めるものです。